

都立学校経営企画室支援員の主な勤務条件

令和7年4月1日改正

事項	内 容
身分等	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員
任用期間	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用後に条件付採用期間あり。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	都立高等学校・都立中等教育学校・都立中学校・都立小学校・都立特別支援学校
勤務日数	年144日 ※ 各月の勤務日数は11日以上とし、各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定します。
勤務時間	1日7時間45分（休憩時間を除く。） ※ 就業時間等は配置先により異なりますが、おおむね午前8時30分から午後5時までの勤務となります。 ※ 配置先（定時制課程を設置する高等学校等）により、週1回程度、いわゆる遅番勤務（1～3時間程度勤務時間を遅らせた勤務形態）を割り当てられる場合があります。
休暇等	年次有給休暇を付与する（7月1日付採用の場合は、8日）。 （有給） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇（※） （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇（※）、子育て部分休暇（※）、生理休暇、短期の介護休暇（※）、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業（※）一定の要件を満たす場合
報酬	201,600円（月額） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当の支給あり。
通勤費	第二種報酬（通勤費相当分、上限55,000円／月）を支給する。
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例第114号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。
社会保険等	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの保険に加入する。 勤務形態により、互助組合に加入する（会費の徴収有）。